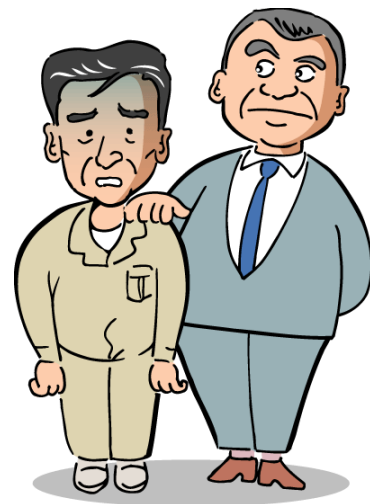


こんなこと言われていませんか…

連日、現場長や管理者が点呼・面談等で、労働組合を批判したり、労働組合に加入していると昇進は難しい等と述べていることが明らかになっています。これらの言動は、**憲法第28条で保障された団結権を侵害する不法行為**であり、**労働組合活動に対する支配介入の不当労働行為**です！

- ・ 将来の昇進に関わる
- ・ 試験に受からないかも
- ・ 支社外の転勤もあるよ
- ・ 流れに乗った方がいい
- ・ どっちにするの
- ・ 分かるよね
- ・ 組合に所属していると「スト賛成」とみなす
- ・ 判断するのは自分だ
- ・ 労使共同宣言は地に墮ちた。失効した



明らかな不当労働行為だ

会社のウリとごまかしに
だまされてはいけません！